

日本向け荷物発送のお客様へ
日本ご到着後の手続きについてご案内



クロネコヤマトの海外引越

日本ご到着後の手続き

この度は弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
日本での通関手続きに際し、『別送品申告書』が必要となります。
お手数をお掛けいたしますが、以下の要領にて手続きの程よろしくお願いいたします。

入国印の押印

入国審査時に通常（担当官のいる）審査ブース若しくは
有人レーン型の自動化レーンでは担当官に入国印を押印してもらう

別送品申告の流れ

①申告書の記入

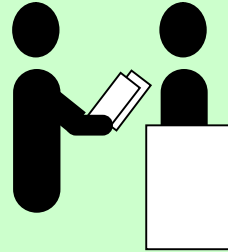
お帰りの機内または到着空
港の税関カウンターから、
別送品申告書（2通）
を入手してください。



*後述の『別送品申告書の記入例』を参照ください。

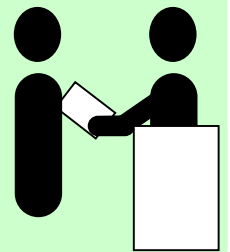
②税関へ提出

記入した申告書を
到着空港の税関職
員に**2通**とも提出
してください。



③申告書の返却

税関にて押印され、
1通がお客様へ返
却されます。



ご注意！

別送品申告書について、税関員に
「お客様にて保管をしておいてく
ださい」と言われることがござい
ますが、別送品申告書は必ず空港
のお預り窓口へご提出ください。

ヤマトへ提出

ご到着空港の別送品申告書のお預り窓口へ、税関から返却された申告書をご提出ください。

*送品申告書のお預り窓口に関しては、後述の『別送品申告書お預り窓口について』を参照ください。

ご提出できなかった場合は…

お預り窓口設置以外の空港に到着された場合及びお預り窓口にて申告書の提出を忘れてしまった方、窓口営業時間外の場合、下記までご送付をお願いいたします。

送付先

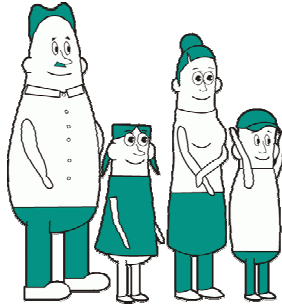
〒282-0021
千葉県成田市駒井野字台ノ田2091番
第2貨物代理店ビル312号室
ヤマトロジスティクス株式会社
成田海外生活支援オペレーションセンター 別送品係 宛

※送付の際は、再発行ができない書類ですのでお手数ですが、
簡易書留（速達）にて送付をお願いいたします。

提出いただく書類

- ①別送品申告書（税関押印のもの）
- ②パスポートコピー
（顔写真のページ見開き、税関にて押印の出入国
スタンプのページ※、ビザページのコピー※）
※ 海外に滞在していることを証明する為に必要となります。

別送品申告書の記入例



以下の例では、成人の方1名と同伴家族である6歳未満の乳幼児1名が、ワイン(750ml)3本、ウイスキー(750ml)1本、紙巻たばこ200本、香水1オンス、ハンドバッグ1個10万円、指輪1個12万円、腕時計1個5万円、乳幼児用衣類5着20万円を携行(手荷物)品として持ち帰った場合です。

※また、税関では、申告された方に有利になるように免税範囲を最大限に活かして、免税となる品物を選択し、税金の計算を行います。

この場合の納付する金額は次の通りです。

税額(ワイン) : 150円
 税額(ハンドバッグ) : 9,000円
 合計(関税)額 : 9,100円

※税目ごとの合計額では、100円未満は切り捨てられます。

同時に税関検査を受ける同伴家族がいる場合には、代表者の方がご記入ください。

会社名や学校名等具体的に記載してください。

(A面) 日本国税関 税関様式 第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船舶)名・出発地 NH009 (出発地 ニューヨーク)

入国日 20××年4月1日

フリガナ ヤマト タロウ

氏名 大和 太郎

住所(日本での滞在先) 東京都大田区京浜島1-3-2

電話 03 (3799) 2400

職業 ヤマト運輸(株) 社員

生年月日 19××年12月30日

旅券番号 AB0123456

同伴家族 20歳以上 1名 6歳以上20歳未満 0名 6歳未満 1名

※以下の質問について、該当する口に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照) はい いいえ

② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など はい いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

④ 他人から預かったもの はい いいえ

*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)を持っていますか? はい (123個) いいえ

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となりますので大切に保管してください。

《注意事項》
 海外で購入したものの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為があると、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 大和 太郎

(B面) A面より、記入してください。《申告は正確に!》(ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください。)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限る。1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒	類	数量	価格	税関記入欄
		4		本
たばこ	紙巻	100		本
	葉巻			本
	その他			グラム
香水		1		オンス
その他の品名	数量	価格		
ハンドバック	1	¥100,000		
指輪	1	¥120,000		
腕時計	1	¥50,000		
乳児用衣類	5	¥200,000		
*税関記入欄				

●酒税
 免税範囲を超える酒類1本が課税されます。この場合税額が少ないワイン1本が課税されます。(税額:150円)
 ・未成年の方は、免税になりません。

●たばこ及び香水
 免税範囲内です。

●その他
 指輪、時計及び乳幼児用衣類が免税となり、免税範囲を超えるハンドバッグが課税となります。(税額:9000円)
 ・6歳未満の子供は、子供本人の使用に供すると認められる物品以外は、免税になりません。
 ◇計算例
 100,000円(海外市価)×0.6=60,000円(課税価格)
 60,000円×15%(税率)=9,000円(税額)

日本への持込みが禁止又は制限されているものが、記載されていますので、よくお読みください。

入国(帰国)時に持ち込む個人的な私用に供するもの以外の商業貨物や商品サンプルには適用されません。
 ・携帯して持ち込むものと引越荷物(別送品)と両方がある場合には、両方を合算します。

税関で確認が必要な事項ですので、必ずお答えください。

引越荷物の合計個数を記載ください。

必ずご署名ください。

別送品申告書お預り窓口

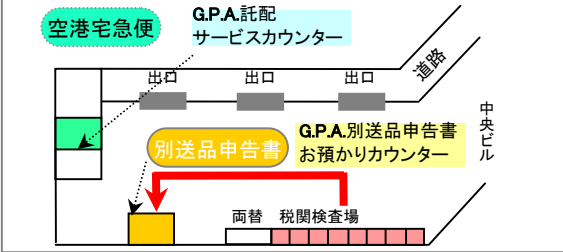


ご記入(税関にて押印)頂きました『別送品申告書』は以下の到着空港にてお預かりいたします。

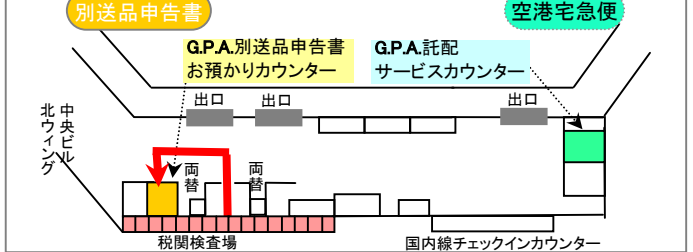
成田国際空港

委託カウンター名：G.P.A.

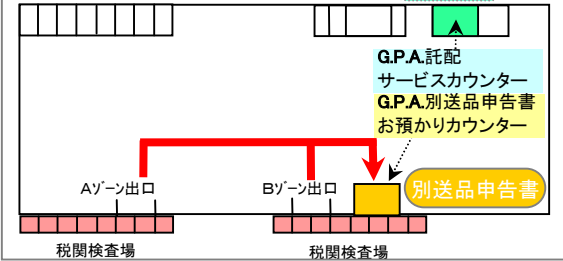
第1ターミナル(北ウイング)1階【AM7:00-PM10:00】



第1ターミナル(南ウイング)1階【AM6:30-PM10:00】



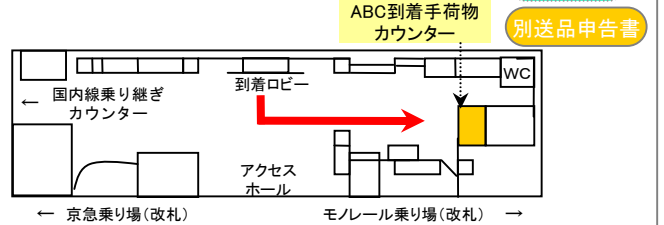
第2ターミナル1階【AM6:30-PM10:00】



東京国際(羽田)空港

委託カウンター名：JALエービーシー

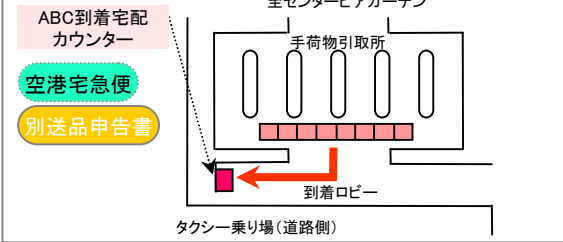
新国際線ターミナル到着ロビー2階【24時間】



中部国際空港

委託カウンター名：JAL エービーシー

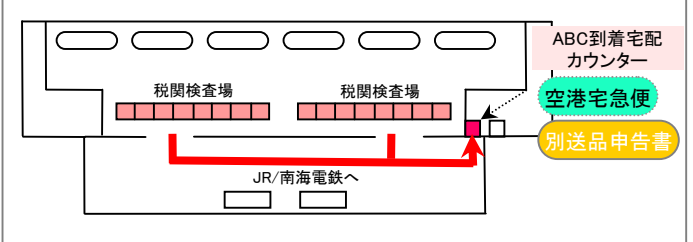
国際線到着ロビー2階【AM7:00-PM10:00】



関西国際空港

委託カウンター名：JAL エービーシー

国際線到着ロビー1階南側【AM6:15-PM10:30】

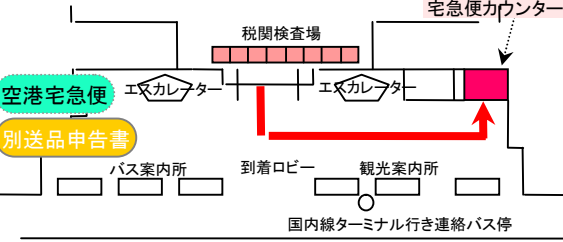


福岡空港

※国内線ターミナルではございません。

委託カウンター名：ヤマト運輸(国際線ターミナル)

国際線到着ロビー1階【AM8:00-PM9:00】



*ご利用いただく空港によりカウンターの営業時間及び別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合がありますのでご注意ください。

日本国内でのお問合せ先



ヤマトロジスティクス株式会社

【営業時間 9:00~17:00】

お客様サービスセンター

☎: 0120-804-814
TEL: 03-3799-2400
FAX: 03-3799-2586

(別送) 国際宅急便
ご利用の方は・・・

☎: 0120-801-062
TEL: 0476-33-5728
FAX: 0476-33-5727